

# 4 豊かで美しい自然環境の保全

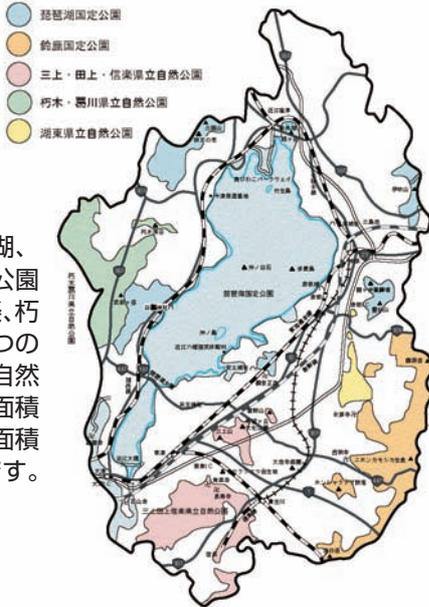
琵琶湖では、外来魚の増加や水草の繁茂などのように、生態系に大きな変化が起きています。また、各種の開発行為や人々の生活様式の変化による環境や生態系への影響が懸念されています。

琵琶湖をはじめとする自然環境や景観の保全・再生を図り、生物の多様性を未来に引き継いでいくための対策が求められています。

## 自然環境の総合的保全

### 自然公園の指定

<自然環境保全課>



県内には、琵琶湖、鈴鹿の2つの国定公園と、三上・田上・信楽、朽木・葛川、湖東の3つの県立公園があり、自然公園面積比率（県面積に占める自然公園面積の割合）は37.3%です。

### 緑地環境保全地域・自然記念物

<自然環境保全課>

「滋賀県自然環境保全条例」に基づいて、平成19年度末現在で、緑地環境保全地域として6地域を指定するとともに、特に県民に親しまれ由緒あるものを自然記念物として29件指定しています。

また、琵琶湖およびその周辺の自然環境とすぐれた風景を保全するため、内湖をはじめとする水生植物生育地など、25箇所約189.8万㎡の自然保護地を公有化しています。

### 自然観察会

<自然環境保全課>

自然環境の保護・保全に関する意識の高揚や普及啓発を図るため、自然公園や身近な環境の中で、自然観察指導員のもと、観察会等を実施しています。

- ・朽木いきものふれあいの里（電話：0740-38-3110）
- ・県立野鳥の森ビジターセンター（電話：0749-48-0121）
- ・県立三島池ビジターセンター（電話：0749-55-2377）

### 琵琶湖ルールの取組

<琵琶湖再生課琵琶湖レジャー対策室>

琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、平成15(2003)年4月から「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」を施行し、琵琶湖でのレジャーの新しいルール（琵琶湖ルール）の定着を進めており、平成18(2006)年3月には条例制定後の成果と課題を踏まえ、条例の一部改正を行いました。

### ●ルール1 プレジャーボートの航行規制

水上オートバイなどの騒音から、湖岸の集落等の生活環境や水鳥の生息環境を保全するため、航行規制水域（平成20(2008)年4月1日現在23箇所）を設け、水域内での航行を原則禁止しています。



航行規制水域にはブイや看板を設置し、監視活動を実施しています。また、毎年夏期には、集落や湖岸で、騒音のモニタリングを実施しています。

### ●ルール2 従来型2サイクルエンジンの使用禁止

プレジャーボートの排気ガスに含まれる有害物質による水質への影響を低減するため、従来型2サイクルエンジンの使用を禁止しています（県と協定を締結した施設に保管し、知事の認定を受けた場合に限り、特例として平成23(2011)年3月まで使用できます）。

### ●ルール3 外来魚（ブルーギル、ブラックバス）のリリース禁止



釣りというレジャーの面でも、外来魚を減らして、琵琶湖の豊かな生態系を保全するため、外来魚のリリースを禁止しています。湖岸に設置した回収ボックス、回収いけすや琵琶湖ルールひろめよう券事業では、多くの釣り人の御協力により、約159t（平成15(2003)年4月から平成20(2008)年3月までの累計）の外来魚を回収することができました。

### ●ルール4 地域の取組への支援

深夜の花火やゴミ投棄などの迷惑行為の解決や、地域の状況に応じた適切なプレジャーボートの利用を進めるため、地域住民、レジャー利用者や関係事業者が対策を話し合い、地域の実態に即したローカルルールを策定します。県はこれを認定し、地域による広報監視活動を支援します。

### 琵琶湖湖辺域保全・再生の基本方針

<河港課>

～人と自然とが共生する美しい琵琶湖を目指して～  
「琵琶湖湖辺域保全・再生の基本方針」は、湖辺域を形づくっている砂浜湖岸、植生帯湖岸、山地湖岸、人工湖岸のもつ自然環境や景観等に目し、それらを保全・再生する際の基本的な考え方を示したものです。

今後の個別の地域における具体的な対策は、基本方針を踏まえ、地域住民や関係団体、専門家などと連携・協働を図りながら検討し実施していきます。また、具体的な施策で得られた知見をより多くの場で活かすことができるよう、県の関係部局や研究機関と連携を図るとともに、地域住民とも情報共有を図り、意見交換できる場の確保に努めます。

滋賀県の地勢

琵琶湖のあらし

滋賀県の環境行政の枠組み

豊かで美しい自然環境の保全

健全な水環境の保全

快適な生活環境の保全

クリーンな新エネルギーの開発・導入

ゼロ・エミッションの取組の推進

確実な環境配慮の実践

新たな環境活動基盤の整備

地域における環境づくり

滋賀県庁の環境負荷低減への取組

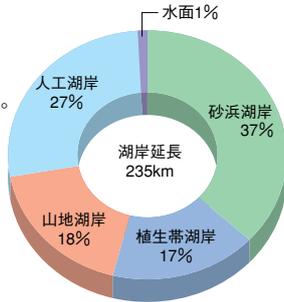
滋賀の環境のあゆみ

### ◆基本方針

- 人々の利用環境と生物の生息環境の保全・再生
- 事業の評価を施策に反映
- 地域の特性を活かし地域住民と連携・協働

湖岸分類(平成14(2002)年河港課調査)

砂浜海岸:水際線が砂浜である海岸。  
 植生帯湖:水際線がある程度まとまりのある植生帯(ヨシ、マコモ等)である湖岸。  
 山地湖岸:背後地に山地が迫っている湖岸。  
 人工湖岸:水際線が矢板、コンクリート、自然石などの人工構造物で構成された湖岸。  
 水面:河口部などの水面。  
 ※水際線:B.S.L.(琵琶湖基準水位)±0.0m付近として調査した。



### ●多自然川づくり

治水上の安全を確保しつつ、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境や、多様な河川景観を保全・創出するために、河川全体の自然の営みを考慮した多自然川づくりに取り組んでいます。



杉川広域基幹河川改修事業(甲賀市)

### ●環境に配慮した砂防事業

土砂災害の恐れがある土石流危険渓流は、景観や生態系等の自然環境に優れている地域にあることが多いことから、砂防事業では、景観・生態系といった自然環境との調和に配慮して、渓床の連続性を保つ透過型砂防堰堤など「自然にやさしい溪流づくり」を推進しています。



大杉川通常砂防事業(多賀町大杉) 透過型砂防えん堤

指標項目	進捗状況(H19年度)	目標(H22年度)
プレジャーボートの環境対策型エンジンの使用率	29.3% (H19.4.1現在)	100%
多自然川づくりを取り入れた工事の延長	55.7km	73.6km

### 生態系の保全・回復

#### ●野生動植物との共生に向けた取組

＜自然環境保全課＞

本県には、60種を超える固有種をはじめ1万種を超える多様な野生生物が生息・生育しています。このような滋賀の豊かな生物多様性を次の世代へと引き継いでいくことは、現代に生きる私たちに課せられた重大な責務です。

平成18(2006)年3月には、希少種の保護対策、外来種対策、有害鳥獣対策の推進による野生生物との共生を目的とした「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」を制定しました。

#### ①希少種

「滋賀で大切にすべき野生生物～滋賀県レッドデータブック2005年版～」では、684種もの動植物種が、絶滅危惧種、絶滅危機増大種、希少種に選定されており、個体数の減少や生息・生育環境の悪化により、絶滅の危機に瀕していると評価されました。このため、平成19(2007)年5月にハリヨ等の22種を「指定希少野生動植物種」に指定し、捕獲等を原則禁止としました。

また、希少野生動植物種を生息・生育地と一体的に保護するため、平成19年度に地蔵川(米原市)と山門湿原(西浅井町)の2箇所を「生息・生育地保護区」に指定しました。

#### ②外来種

近年、県内においてセアカゴケグモや、ワニガメ、ピラニアなどの外来種が相次いで発見されているほか、アライグマの捕獲件数等も平成19年度には42頭を超えるなど急激に増加しています。今後は、外来種による生態系に係る被害も深刻化するおそれがあることから、平成19(2007)年5月にワニガメ等の15種類を「指定外来種」として、飼養等の届出を義務づけ、野外への放逐等を禁止しました。

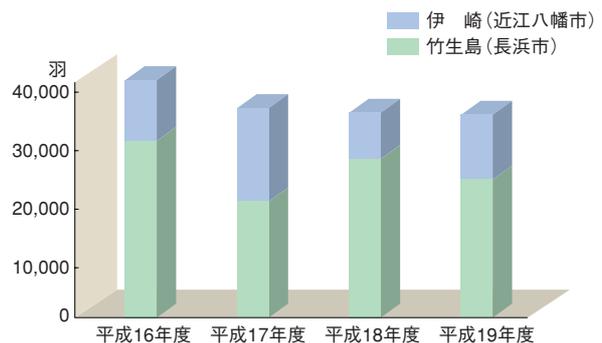
#### ③有害鳥獣

サル、シカ、カワウ等の野生鳥獣種による農林水産業等への被害が深刻化しており、大きな社会問題となっています。このうち、長期的な視点から特に総合的計画的な対策が求められるもの5種を「指定野生鳥獣種」に指定し、指定野生鳥獣種地域協議会を設置して、地域ぐるみで対策を推進しています。

また、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく特定鳥獣保護管理計画を、平成14年度にニホンザル(平成20年度から第二次計画を施行)、平成17年度にニホンジカについて策定し、計画的な個体数の管理を目指しています。また、ツキノワグマについても計画を策定する予定です。

カワウについては、竹生島(長浜市)と伊崎半島(近江八幡市)に大規模なカワウ営巣地があり、平成19年度春期の調査では、竹生島で約2万3千羽、伊崎半島で約1万1千羽の生息が確認されています。このため、「カワウ総合対策計画」を策定し、漁業被害および植生被害の対策を進めています。また、県域を超えた対策が必要なことから中部、近畿の15府県において広域的なカワウ対策のための指針を策定しています。

#### ◆カワウの生息数推移(春期)



滋賀県の地勢

琵琶湖のあらまし

滋賀県の環境行政の枠組み

豊かで美しい自然環境の保全

健全な水環境の保全

快適な生活環境の保全

グリーンな新エネルギーの開発・導入

ゼロ・エミッションの取組の推進

確実な環境配慮の実践

新たな環境活動基盤の整備

地域における環境づくり

滋賀県庁の環境負荷低減への取組

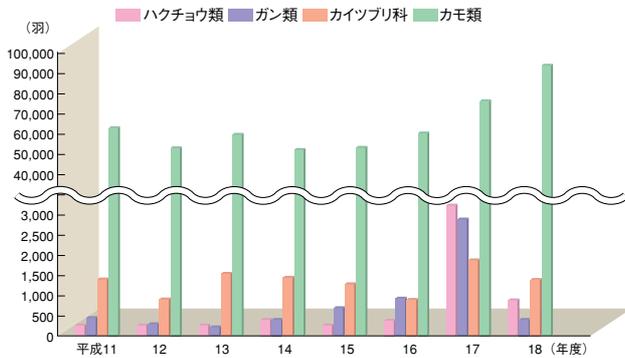
滋賀の環境のあゆみ

## 鳥獣保護

<自然環境保全課>

本県は、琵琶湖を中心にコハクチョウや天然記念物のヒシクイなどの渡り鳥の重要な飛来地になっています。このため、狩猟を禁止し鳥獣の保護繁殖を図る地域として「鳥獣保護区（平成19年度現在；46箇所、99,874ヘクタール）」を指定し、このうち特に鳥獣の生息地として厳重に保護する地域を「特別保護地区（平成19年度現在；14箇所、1,380ヘクタール）」として、土地の形状変更等を規制しています。

### ◆琵琶湖への水鳥飛来数の推移



## ヨシ群落の保全

<自然環境保全課>

琵琶湖とその周辺に広がるヨシ群落は、湖国らしい個性豊かな郷土の原風景であり、生態系の保全にも役立っています。

このヨシ群落の環境を積極的に保全するため、平成4(1992)年に「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」を定め、平成16(2004)年には新たな「ヨシ群落保全基本計画」を決定し、ヨシ群落の健全な育成を県民等との協働によって進めていくとともに、ヨシ群落の生態特性・地域特性に応じた維持管理や刈り取ったヨシの有効な利用・活用を図ることとしています。この条例は、次の3つの柱から成り立っています。

### ①ヨシを守る

保全が必要な場所をヨシ群落保全区域に指定してヨシ群落を守ります。

### ②ヨシを育てる

自然の回復力を活かした方法によりヨシの増殖・再生を図り、清掃やヨシの刈り取りを実施しています。

### ③ヨシを活用する

私たちの生活の中でヨシを活用できるように調査・研究するとともに、ヨシ群落を環境学習や自然観察の場として活用できるよう啓発しています。



## 琵琶湖の水草

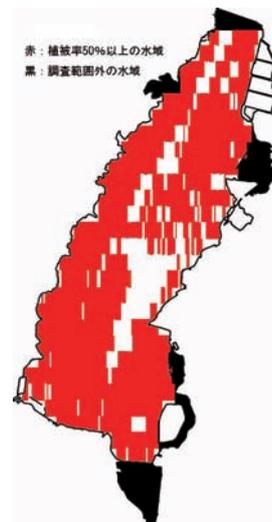
<自然環境保全課>

水草帯は、魚類の産卵や生息場所として、また鳥類の餌となるなど琵琶湖の生態系を形づくる重要な構成要素です。しかし、流れ藻となるコカナダモはもちろん、在来種も繁茂時期が水位低下と重なると、湖岸周辺の環境に悪影響を及ぼしたり船舶の航行に支障をきたす場合があります。県が保有する水草刈取機「スーパーかいつぶりⅡ」および水草除去機「げんごろう」を用いて刈取事業を実施しています。平成19年度は、約2,764tの水草刈り取りを行いました。

また、農家が肥料にするために昭和30年代まで盛んに行われていた藻刈りを体験し、水草をはじめとする琵琶湖の環境問題に関心を持っていただくこと「びわ湖・藻刈りまっか大会」を平成19(2007)年10月に開催しました。



### ◆南湖において湖底が水草に覆われている場所(平成19(2007)年9月25日)



資料提供：滋賀県立琵琶湖博物館（魚群探知機による調査結果）



平成18(2006)年7月撮影

## 湖辺のにぎわい復活に向けた取組

<水産課>

水草の異常繁茂で漁場の機能が低下した南湖と西の湖で、貝曳き漁具を用いた水草の根こそぎ除去とその後の定期的な湖底耕耘により、漁場を復活させるモデル事業を実施しています。また、水草の抑制には草食性魚類のワタカによる「生物的防除」も重要であるため、ワタカの種苗生産技術の開発と放流を実施しています。

さらに、湖岸では魚類の産卵繁殖のためのヨシ帯造成地において、新たな視点からヨシ群落を形成する植栽植物（ヤナギ、マコモなど）や植栽方法を検討し、多様な生態系の保全に配慮した造成技術の開発を行っています。



滋賀県の地勢

琵琶湖のありまし

滋賀県の環境行政の枠組み

豊かで美しい自然環境の保全

健全な水環境の保全

快適な生活環境の保全

クリーンな新エネルギーの開発・導入

ゼロ・エミッションの取組の推進

確実な環境配慮の実践

新たな環境活動基盤の整備

地域における環境づくり

滋賀県庁の環境負荷低減への取組

滋賀の環境のあゆみ

トピックス

西之湖のラムサール条約登録湿地への申請

<自然環境保全課>

西之湖は、近江八幡市と安土町にまたがる県下最大の内湖で、面積は内湖全体の約半分を占め、長命寺川を通じて琵琶湖に注いでいます。

西之湖のヨシ群落は全国でも有数の規模を誇っており、このヨシ群落や水面を餌場、ねぐら、繁殖場所とする数多くの鳥類が生息しています。また、貴重な植物も数多く生育しています。さらに、西之湖の自然環境は、ヨシ産業をはじめとして内湖と共生する地域住民の生活と結びついているとともに、和船観光、散策やサイクリングなど人々の憩いの場となっています。

平成20(2008)年10月に韓国・昌原市で開催されるラムサール条約締約国会議において、このような豊かな生態系を持っている西之湖が登録湿地の認定を受けることを目指し、なお一層の自然環境の保全と賢明な利用に努めます。

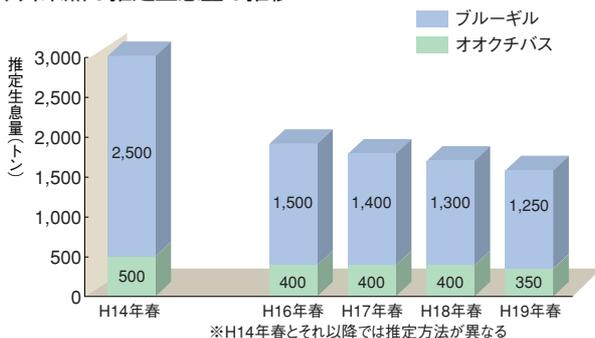


外来魚の駆除

<水産課>

近年、琵琶湖では、オオクチバス、ブルーギルといった外来魚が異常繁殖し、漁獲量が減少し、生態系にも大きな歪みが生じています。このため、平成14年度から外来魚駆除事業を一層強化して実施し、平成18年度には約490トンの外来魚を捕獲駆除しました。さらに、外来魚が育つ前に駆除することが重要であることから、オオクチバス稚魚1,430万尾をタモ網すくいにより駆除しました。これらの取組により、平成14(2002)年春に3,000トンと推定された外来魚の生息量は、平成19(2007)年春には1,600トンにまで減少しており、今後も効率的な繁殖抑制や冬期に外来魚が集まる水域での集中的な駆除など、新たな駆除技術の開発に努め捕獲を促進していきます。

外来魚の推定生息量の推移



第27回全国豊かな海づくり大会

～琵琶湖大会～の開催

<水産課>

平成19(2007)年11月11日、内水面では初めての開催となる全国豊かな海づくり大会が、大津市のびわ湖ホールと大津港周辺で開催されました。全国豊かな海づくり大会は、水産資源の維持培養と海(湖)の環境保全に対する意識を高めるために、昭和56(1981)年から毎年開催されているものです。

天皇皇后両陛下の御臨席のもと行われた式典行事では、漁業後継者や環境保全活動に取り組む子どもたちが、将来に向けて琵琶湖を守っていく決意を表明しました。放流・湖上歓迎行事では、大会参加者が両陛下とともに、ニゴロブナ、ホンモロコ、アユ、ワタカなど、琵琶湖固有種等の放流を行いました。

また、10日から2日間、大津港周辺で開催されたふれあい交流行事では、漁業・環境ミュージアムや県民ステージの開設、琵琶湖の幸や環境こだわり農産物等の試食・販売などが行われ、5万人を超える来場者で賑わいました。



アユ、ワタカを放流される天皇陛下・皇后陛下

水辺エコトーンマスタープラン

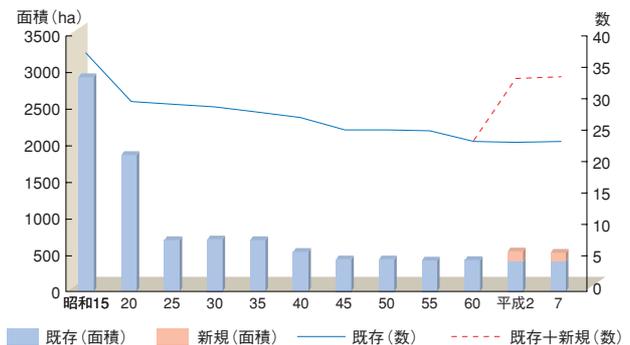
<琵琶湖再生課>

～湖辺域のビオトープの保全・再生に向けて～

生物多様性に富み、多くの生物が生息する湖辺域の推移帯(エコトーン)を生態系の重要な場所として位置づけ、ビオトープのネットワーク形成を目的に、保全・再生に関する基本方針等を示した「水辺エコトーンマスタープラン」を策定しています。

そのビオトープネットワーク拠点の再生モデルとして、早崎内湖の再生に取り組んでいます。

内湖数および面積の変化



内湖再生検討事業

<琵琶湖再生課・河港課・湖北地域振興局・水産試験場>

内湖機能再生の可能性を検討するため、早崎内湖干拓地(長浜市・湖北町)の水田の一部17haを試験湛水し、住民、NPO等で構成する早崎内湖再生協議会を中心に内湖の生態系機能に関するモニタリング調査を実施しています。



早崎内湖湛水地

滋賀県の地勢

琵琶湖のあらまし

滋賀県の環境行政の枠組み

豊かで美しい自然環境の保全

健全な水環境の保全

快適な生活環境の保全

クリーンな新エネルギーの開発・導入

ゼロ・エミッションの取組の推進

確実な環境配慮の実践

新たな環境活動基盤の整備

地域における環境づくり

滋賀県庁の環境負荷低減への取組

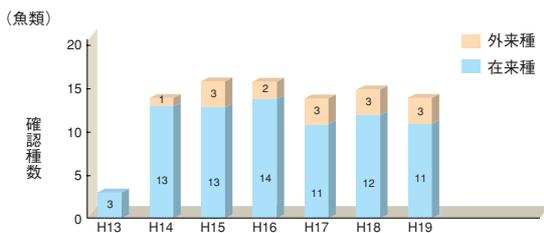
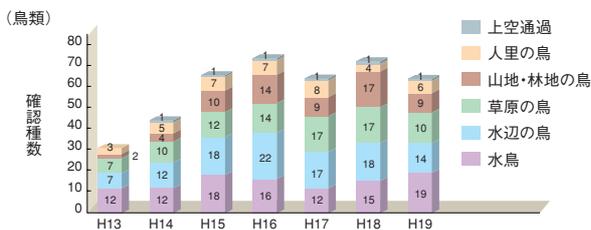
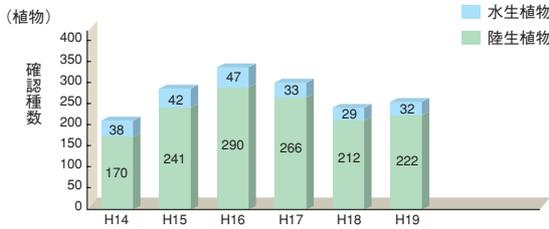
滋賀の環境のあゆみ

これまでの調査の結果、植物、鳥類等にとって極めて良好な生息環境になっていることがわかってきました。

平成19年度には、この湛水区域と琵琶湖を接続させ、水の行き来が出来るようにして、内湖が本来保有していた水質浄化や水産資源増殖の機能も併せて調査を行っています。

平成20年度から、自然本来の力を保全し再生するため、早崎内湖再生に向けた実施計画を検討しています。

### ◆早崎内湖再生検討事業モニタリング調査経年変化



### ●魚のゆりかご水田プロジェクト <農村振興課>

かつて、琵琶湖周辺の水田は、フナ、コイ、ナマズなどの湖魚にとっては「ゆりかご」としての役割を持っていました。しかし、様々な開発により琵琶湖と水田との間に大きな落差が生じたため、現在では、琵琶湖と周辺の水田とのつながりが失われてしまいました。このため、県では平成13年度から、琵琶湖周辺の田んぼを魚類の産卵繁殖の場として再生するため、「魚のゆりかご水田プロジェクト」に取り組んでいます。

これまでの調査で、水田における稚魚の生残率(稚魚数/産卵数)が6割近くに達した水田もあり、水田は魚類の産卵や稚魚の育成に非常に適した場所であることがわかりました。これを受けて、平成17年度には、間伐材を用いた魚道の開発に成功し、平成19年度には、農家を中心とした地域活動組織により約60haの水田で魚道が設置され、中干し時期には多くの稚魚が水田から排水路を通じて琵琶湖へ流下しました。また、各地域で開かれた生きもの観察会では、稚魚の流下する様子を見て「水田と琵琶湖とのつながりを再認識させられた」という声が聞かれるなど、水田の多面的機能を理解しても



らう貴重な場を提供することもできました。

平成19年度からは、「魚のゆりかご」となった水田でとれたお米を『魚のゆりかご水田米』としてブランド化を図ることで、広くこの取組を知っていただくとともに取組農家をバックアップすることなどにより、魚のゆりかご水田をより広く推進していきます。



WEB <http://www.pref.shiga.jp/g/noson/fish-cradle/index.html>

### ●琵琶湖お魚ネットワーク活動の展開

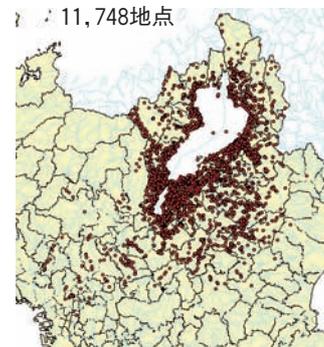
～琵琶湖博物館はしかけ制度～ <琵琶湖博物館>

琵琶湖博物館では、平成12(2000)年から博物館の活動に参加したり、学んだりすることができる「はしかけ制度」を設けています。この「はしかけ制度」に登録し、活動しているグループの一つである「琵琶湖博物館うおの会」は、各種市民団体と協力しながら、「琵琶湖お魚ネットワーク」の活動を展開しています。

この活動は、「うおの会」が作成した統一マニュアルに基づいて、魚類分布調査やその生息環境を調査するもので、個人や様々な機関、団体などが行う観察会などで得られたデータを琵琶湖博物館に集約する活動です。平成20年度も魚の産卵情報を含めたモニタリング調査を実施していきます。

### ◆お魚ネットワーク調査分布図

(平成16(2004)年8月8日～平成19(2007)年12月12日現在)



指標項目	進捗状況 (H19年度)	目標 (H22年度)
希少野生動植物種の保護区の箇所数	2箇所	10箇所
カイツブリ(県の鳥)の生息数(琵琶湖や主要河川の観察地点で同時刻に一齐調査した数)	629羽 (平成17～19年度の平均)	800羽
琵琶湖に生息する魚介類の中で漁獲される固有種の数	魚類12種 貝類9種	魚類12種 貝類9種



# みどりづくりの推進

<森林政策課・森林保全課>

## 琵琶湖森林づくり基本計画

県土のおよそ2分の1を占める滋賀の森林は、琵琶湖の水を育み、自然災害を防ぐなど、私たちの暮らしと切り離すことができない貴重な財産です。

平成16(2004)年3月に、琵琶湖の保全と県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする「琵琶湖森林づくり条例」を制定し、本条例に示す理念を実効性あるものとするためのアクションプランとして、同年12月に、琵琶湖森林づくり基本計画を策定しました。

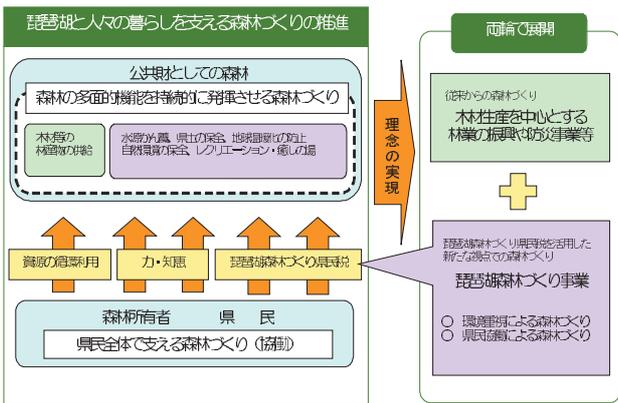
本計画は、滋賀県の森林づくりに関する施策を総合的、計画的に推進する上での中心的枠組みであり、「環境に配慮した森林づくりの推進」「県民の協働による森林づくりの推進」「森林資源の循環利用の促進」「次代の森林を支える人づくりの推進」の4つの基本施策のもとに、手入れ不足森林を解消して森林の多面的機能を持続的に発揮させるとともに、県民全体で森林づくりを進めようとするものです。

平成17年度からスタートし、平成21年度を中期的、平成32年度を長期的目標と定めて取り組んでいます。

### 琵琶湖森林づくり県民税条例

森林の公益的機能を発揮する森林づくりを推進するための費用については、森林の恩恵を享受している県民の皆さんに共同して負担していただくことが望ましいとの考えから、平成18(2006)年4月から「琵琶湖森林づくり県民税条例」を施行しました。

この税は、現行の県民税均等割の額に一定額を上乗せする方式により、個人から年間800円、法人から資本等の額の区分に応じて2,200～88,000円をご負担いただくもので、「環境を重視した森林づくり」と「県民協働による森林づくり」の2つの視点に立った森林づくりに活用します。



### (1) 環境に配慮した森林づくりの推進

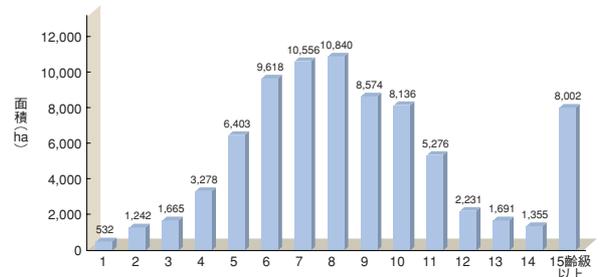
森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全・形成、木材の生産等の機能だけでなく、地球温暖化、砂漠化などの地球規模での環境問題に大きく関わっています。近年、県においても森林の手入れ不足による多面的機能の低下が大きな問題となっています。

特に人工林のうち9 齢級（45年生）以下の森林については、間伐などの保育が必要です。

このため、間伐等の森林整備や病虫害対策、林道等の基盤整備、治山事業による山地災害防止などの事業をはじめ、放置された手入れ不足の人工林については、強度間伐を行うことにより、針葉樹と広葉樹の混じり合った環境林へ転換するなど、多様な森林づくりを進めています。

平成19年度は森林整備事業として、間伐を中心とした保育作業を5,118haで実施しました。

### ◆民有林人工林齢級別面積（平成20(2008)年3月末現在）



また、森林の公益的機能を発揮させるため、特に重要な役割を果たしている森林については保安林の指定を進め、平成19年度末の保安林面積は76,791haと森林面積の38%を占めています。



### (2) 県民の協働による森林づくりの推進

森林づくりは、森林所有者の方々だけでなく、県民の皆さんとの協働により進めていくことが大切です。

### ■県民による里山保全活動

身近にある里山を保全し、活用するため、地域特性に応じた利用や県民による保全活動に対して支援しています。(平成19年度実績 8地区)

### ■森林ボランティア活動への支援

県民の誰でもが森林づくり活動に参加できるように、様々な森林ボランティア活動を支援するとともに、活動の核となる人材の養成に努めています。(平成19年度実績 43団体支援)

### (3) 森林資源の循環利用の促進

県内の森林で生産された木材を県内で使用していくことは、県内林業の活性化と、森林が持つ多面的な機能の発揮につながるとともに、二酸化炭素の固定による地球温暖化防止にも貢献します。このため、県では地域の木材を地域で使用する仕組みづくりのための取組を行っています。

### ■高性能林業機械を使った間伐材の搬出

平成18年度に高性能林業機械を県内で初めて導入しました。今後、間伐材が効率よく搬出されるとともに、作業の安全性が高まることが期待できます。

滋賀県の地勢  
琵琶湖のあらし  
滋賀県の環境行政の枠組み  
豊かで美しい自然環境の保全  
健全な水環境の保全  
快適な生活環境の保全  
グリーンな新エネルギーの開発・導入  
ゼロ・エミッションの取組の推進  
確実な環境配慮の実践  
新たな環境活動基盤の整備  
地域における環境づくり  
滋賀県庁の環境負荷低減への取組  
滋賀の環境のあゆみ

### ■間伐材利用の促進

間伐材の利用拡大を図るため、森林組合が森林所有者から間伐材を買い取ることに對して、また間伐材の搬出が円滑に進むよう搬出路の整備に對して助成しています。



高性能林業機械

### ■木材における産地証明制度の導入

木材の産地から製品の加工流通に至る過程における県産材産地証明制度を導入することで、消費者への情報の透明性を高めるよう取り組んでいます。

県では産地証明された県産材を「びわ湖材」と名づけ、積極的な活用を進めています。



### ■顔の見える木材での家づくりグループの育成

地域材の供給者が、住む人と顔の見える信頼関係でつながるための各種研修会を開催しています。

### ■県産材利用住宅建築の促進

木の香る淡海の家推進事業では、県産の柱材を、住宅を新築する人に無償で提供しています。



### ■小中学校における木の学習機への転換

木の良さを体感しながら落ち着いて勉強できる環境を提供するために、スチール机から木の学習机への転換を支援しています。また、木製品をPRして利用拡大を図るために、公共施設への木製ベンチやテーブルの導入にも支援を行っています。

### (4) 次代の森林を支える人づくりの推進

間伐等の森林整備を積極的に推進するため、高性能林業機械を活用した森林施業を推進しており、高性能林業機械オペレーターを養成しています。平成19年度には、新たに7名のオペレーターを養成しました。



また、淡海フォレスター養成講座を開催し、滋賀県の地域環境に合った森林整備の担い手を育成しており、平成19年度においては、新たに12名の淡海フォレスターを養成しました。

## ●滋賀県緑化基本構想

県では、21世紀にふさわしい新たなみどりづくりの基本方向を示すため、平成22年度を目標年次とする「滋賀県緑化基本構想（淡海のみどり2010構想）」を策定しています。この構想では4つの基本方針に沿って施策を展開することにより、自然と共生し、循環型の暮らしを育む「淡海みどり文化」の創造を目指しています。

また、みどりづくりを総合的・計画的に推進するため、平成22年度までを計画期間とする第2次緑化基本計画を策定しました。計画では、緑化基本構想に基づき、県が実施する施策や目標などの基本的な事項を明らかにしています。

指標項目	進捗状況 (H19年度)	目標 (H22年度)
手入れを必要としている人工林に対する整備割合	60%	90%
身近に親しめるみどりの量 (県民1人あたり)	73.8㎡	80.0㎡

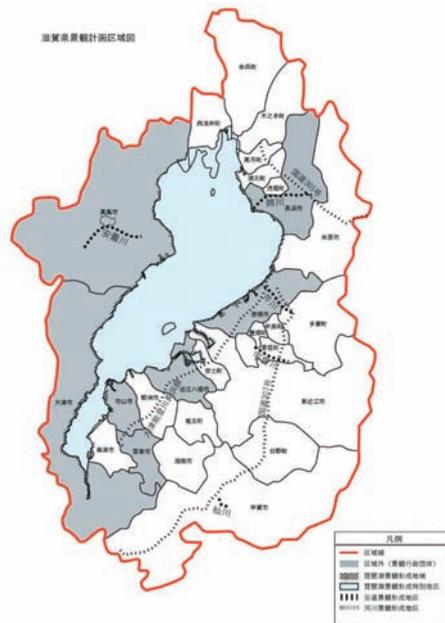


## 湖国の風景の保全・創造

### ●景観法と風景条例

<都市計画課>

県では、昭和59(1984)年に「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」(以下「風景条例」)を制定し、美しい湖国の風景づくりに取り組みできました。一方、国では平成16(2004)年に我が国で初めての景観に関する総合的な法律である「景観法」を制定しました。景観法では景観計画の策定や景観地区の指定など景観行政を担う地方自治体を「景観行政団体」として位置づけており、県内では平成19年度末現在で滋賀県のほか大津市、彦根市、近江八幡市、高島市、守山市、長浜市、栗東市の7市が景観行政団体になっています。これにより、県の景観計画の対象範囲は景観行政団体である市の区域を除いた地図上の白色の区域ということになります。



県では、これまで風景条例に基づき推進してきた景観形成の取組をより積極的に推進するために景観法に基づく景観計画の策定とそれに伴う風景条例の改正を平成19(2007)年3月に行いました。平成20年度中の施行に向けて、今後ガイドラインを作成するほか、屋外広告物の基準の見直しを進めることにしています。

### ◆新たな景観施策の概要

滋賀県景観計画および改正風景条例による景観施策は、これまで風景条例で行ってきた景観形成上重要な琵琶湖景観形成地域や沿道・河川景観形成地区の指定や住民による景観づくりである近隣景観形成協定制制度などについては基本的に継承したうえで、以下の新たな施策に取り組むことにしています。

滋賀県の地勢

琵琶湖のあらし

滋賀県の環境行政の枠組み

豊かで美しい自然環境の保全

健全な水環境の保全

快適な生活環境の保全

クリーンな新エネルギーの開発・導入

ゼロ・エミッションの取組の推進

確実な環境配慮の実践

新たな環境活動基盤の整備

地域における環境づくり

滋賀県庁の環境負荷低減への取組

滋賀の環境のあゆみ

- ・琵琶湖周辺における建築物等の高さを原則13m以下に制限
- ・市街地の中の大きな建築物等（高さ13m以上）に対しても景観指導を実施
- ・景観指導の実効性を高めるため、景観形成基準に適合しない行為を行おうとする者に対して、罰則の適用が可能な変更命令等の措置を講じる
- ・県と景観行政団体である市町とが連携・協力しながら景観保全を図るため、「景観行政団体協議会」を設置
- ・総合的に琵琶湖の景観保全を図るため、屋外広告物に対する規制の強化

## ●田園地帯の景観の形成

<農村振興課>

田園地帯においては、継続した営農活動が行われることで農業の持つ多面的な機能が発揮され、水田や水路、里山などを中心に様々な生きものが生息する二次的な自然が生まれ、美しい田園景観が形成されてきました。

しかし、過疎化や高齢化により集落機能が低下し、従来の美しい田園景観の維持が困難となるケースが散見されています。

一方で、県民の健康志向や環境意識の高まりは、「ゆとり」や「やすらぎ」を求める生活スタイルへと変化し、田園地帯の豊かな自然や美しい景観、伝統、文化などの魅力が再評価されつつあります。

平成19年度からは、県内の広い範囲で実施する「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」による共同活動の中で「心なごむ田園景観を守り育てる取組」として農道法面への植栽や、営農活動と一体となったきめ細かな草刈りなど、地域ぐるみの取組により空間的広がりを持った田園地帯の景観形成に努めています。

**WEB** <http://www.pref.shiga.jp/g/noson/keikan/keikan.html>

**WEB** <http://www.pref.shiga.jp/g/noson/marugoto/index.html>

## ●沿道景観の創造

<道路課>

道路は、生活に密着した社会基盤（空間）で、良好な生活環境を創造するうえで、重要な役割を担っており、美しい景観を構成する重要な要素のひとつです。



道路愛護活動事業（高島市）

このため、まちづくり計画と整合を図りながら、道路緑化や電線類の地中化など、親しみとるおいのある道づくりを沿道の住民とともに進めています。

また、道路植栽の維持管理についても、地域住民や企業とともに取り組み、道路への愛着心を醸しながら、沿道景観づくりを推進しています。

## 歴史的環境の保全

<教育委員会文化財保護課>

### ●歴史的文化遺産

滋賀県は、政治や経済の中心であった奈良や京都に近く、古くから交通の要衝であったことから、数多くの遺跡や庭園などの名勝、社寺建築、仏像をはじめとする彫刻や絵画などの美術工芸品、祭や民具などの有形・無形の民俗など優れた文化財が数多く残っています。また、第二次世界大戦終結頃までに建設された近代化遺産や近代和風建築も少なくありません。県では、「滋賀県文化財保護条例」に基づきこれらの文化財の調査・指定（選択）・公開・普及啓発・保存修理などを行っています。



重要文化財勝手神社本殿  
（平成19年度屋根（檜皮葺）葺替修理完了（竜王町岡屋））

### ●琵琶湖と文化的景観

近江は「淡海」の名が示すとおり、琵琶湖とともにあり、人間が琵琶湖の周辺に暮らし始めて以来、いつの時代も琵琶湖と向きあいながら生活してきました。その歴史が数々の遺跡や、漁業・農業の景観、集落景観、さらにはカバタのような生活景観等、多様な景観として今も息づいています。このような、人間の営みの中で形成された景観を「文化的景観」と呼びます。その中でも特に優れた景観は、県または市町の申出に基づいて、国が「重要文化的景観」として選定しますが、その第1号として、平成18(2007)年1月に「近江八幡の水郷」が、また、平成20(2008)年3月には、「高島市海津・西浜・知内の水辺景観」が選定されました。県では、このような文化的景観を文化財として保護、活用するための調査や、保存の取組を全国に先駆けて行っています。

指標項目	進捗状況 (H19年度)	目標 (H22年度)
景観行政団体になった市町の数	7団体	9団体
県指定(選定)文化財の件数	375件	435件
登録有形文化財の件数	249件	270件



滋賀県の地勢

琵琶湖のあらまし

滋賀県の環境行政の枠組み

豊かで美しい自然環境の保全

健全な水環境の保全

快適な生活環境の保全

グリーンな新エネルギーの開発・導入

ゼロ・エミッションの取組の推進

確実な環境配慮の実践

新たな環境活動基盤の整備

地域における環境づくり

滋賀県庁の環境負荷低減への取組

滋賀の環境のあゆみ